

政策会議付議事案書 (令和6年1月15日)

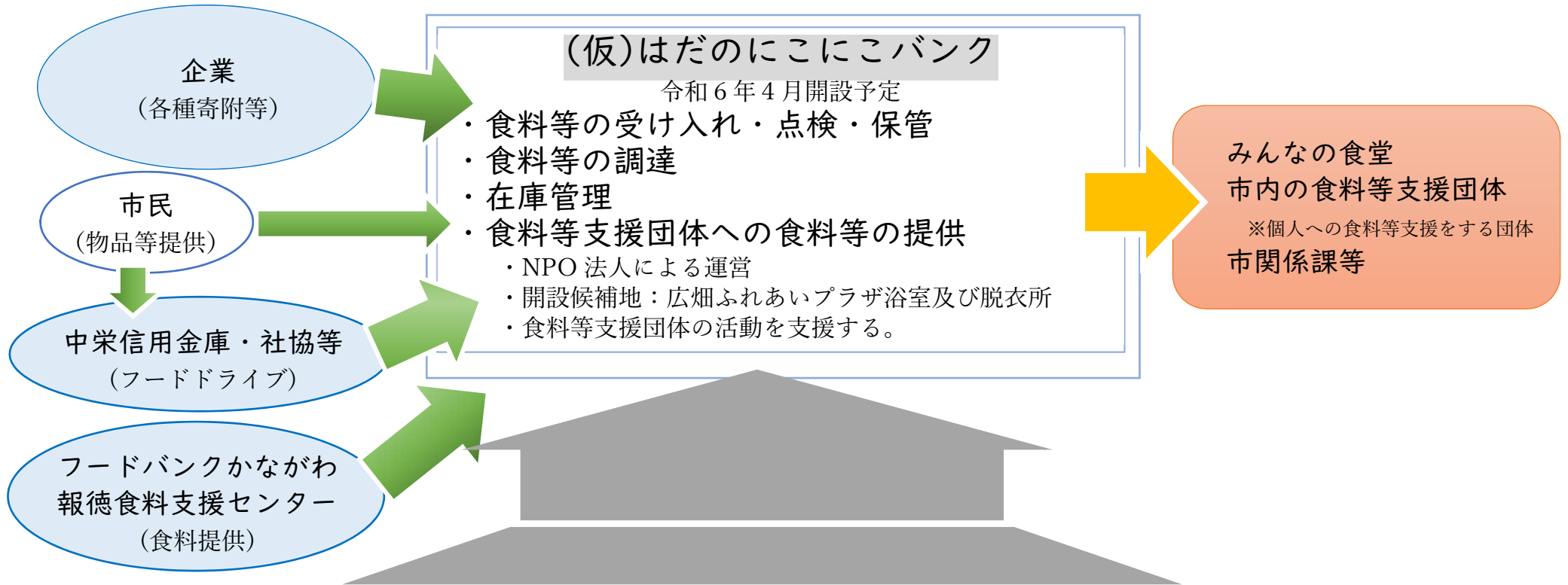
提案課名 生活援護課

報告者名 内田 育孝

<p>事案名</p>	<p>「特定非営利活動法人みんなの食堂はだの・フードバンク」とのフードバンクの設置及び運営に関する協定の締結等について</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>社会的な孤立や貧困の問題が深刻化する中、未利用食品を引き取って食料支援を行う団体等に提供する「フードバンク」や「こども食堂」の役割が重要となってきています。</p> <p>本市においては、新型感染症拡大や物価高騰等により家計に負担が大きい世帯を対象として令和3年8月に「はだの にこにこ フードマーケット」を初開催し、これまでに4回実施しました。また、市内では、生活困窮者に対する食料の支援等を目的として、企業及び団体が、家庭等で余っている未利用食品の寄付を募る「フードドライブ」等が開始されています。</p> <p>しかし、食料支援において提供する食料の必要量を市内では確保できず、市外の食料支援団体に協力いただいている状況であり、引き取りや運搬が団体の負担となっていることから、調達から提供までを市内で完結できる仕組みが必要となっています。</p> <p>このような中、令和5年12月、市内の任意団体「秦野市みんなの食堂基金ボランティアバンク」（以下「食堂基金」という。）が、令和6年4月のフードバンク設置を目指し、特定非営利活動法人みんなの食堂はだの・フードバンク（以下「NPO法人」という。）の設立の認証を取得しました。</p> <p>NPO法人によるフードバンクの設置により、市内において食料の提供から支援までの仕組みが構築され、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現への寄与が期待できることから、そのNPO法人とフードバンクの設置及び運営に関する協定を締結し、必要な支援を行うものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和3年10月 食料支援事業庁内検討会議を設置</p> <p>令和4年 7月 食料支援事業庁内検討会議にて、食料等支援体制拡充について協議</p> <p>8月 食堂基金とフードバンク設置について協議</p> <p>10月 食料支援事業検討会議（市内の食料等支援団等も参加）にて、フードバンクの設置について協議</p> <p>食堂基金とフードバンク設置について協議</p> <p>令和5年 4月 食堂基金とフードバンク設置について協議</p> <p>5月 庁内関係各課にヒアリングを実施</p> <p>6月 先進事例（小田原市）の視察（市）</p> <p>7月 食料支援事業庁内検討会議を開催し、食料等支援について協議</p> <p>9月 先進事例（藤沢市、厚木市）の視察（市、市社協、食堂基金）</p> <p>10月 食料支援事業検討会議（市内の食料等支援団等も参加）にて、フードバンクの設置に向けた方向性について協議</p> <p>12月 食堂基金がNPO法人の設立の認証を取得</p>	

<p>決定等を要する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市とNPO法人の2者で、フードバンク「はだのにこにこバンク（仮称）」の設置及び運営に関する協定を締結すること。 2 フードバンクの設置及び運営に必要な費用の一部を補助すること。 3 フードバンクを運営するための場所として広畑ふれあいプラザの一部を提供すること。（行政財産目的外使用許可）
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和6年 3月 はだのにこにこバンク（仮称）の設置及び運営に関する協定の締結 広畑ふれあいプラザの行政財産目的外使用許可に係る事務手続</p> <p>4月 補助要綱の制定 フードバンク開設</p>

「(仮)はだのにここバンク」のイメージ (案)



<生活困窮等への支援>

生活困窮者に対して安定した支援を行う。

【担当】生活援護課、地域共生推進課、子育て総務課、こども家庭支援課
社会福祉協議会

【役割】

- ・生活困窮者等のニーズの把握
- ・関係団体及び市関係各課との連絡調整
- ・支援方法の構築（食料等支援と相談の結びつけ）
- ・食料等支援に関する広報・周知

<食品ロス、資源の有効活用や環境負荷の低減>

市民や企業から、消費できるにもかかわらず廃棄されてしまう食品等を集める。

【担当】環境資源対策課、産業振興課、市民相談人権課、生活援護課

【役割】

- ・フードドライブに関する広報・周知
- ・庁内に保有されている品物の活用

はだのにここにこバンク（仮称）の設置及び運営に関する協定書（案）

秦野市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人みんなの食堂はだの・フードバンク（以下「乙」という。）とは、はだのにここにこバンク（仮称）（以下「フードバンク」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、相互の特性を理解し、フードバンクの設置及び運営に取り組むことにより、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現並びに食品ロス削減、資源の有効活用及び環境負荷の低減を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、フードバンクの活動を通じて、企業等から寄附された食料等を市内の食料支援団体等に提供することについて、連携して取り組むものとする。

（協働の原則）

第3条 甲及び乙は、協働の精神に基づいて、次の原則を遵守する。

- (1) 相互の立場、長所や短所を理解・尊重し、自由に意見を交換できる関係を構築する。
- (2) 相互の活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重する。
- (3) 相互に自立した関係を保つよう心がける。
- (4) 定期的に事業の効果を検証・評価し、改善を行うとともに、事業の継続の可否について検討する。

（役割分担）

第4条 甲及び乙は、次に掲げる役割分担に応じて、その役割の範囲内で、それぞれの責任においてフードバンクの設置及び運営に必要な取組を行うものとする。

(1) 甲の役割分担

- ア フードバンクを運営するための場所を提供する。
- イ フードバンクの設置及び運営に必要な支援を行う。必要な支援については、乙と協議して決定する。

- ウ 市民に対し、フードバンクの設置及び運営に必要な広報・周知を行う。
- エ 市関係各課及び関係団体が参加する食料等支援検討会議を開催し、フードバンクの設置及び運営の目的を達成するために必要な協議及び情報共有を行う。

(2) 乙の役割分担

- ア フードバンクの設置及び運営を行う。
- イ フードバンクの安定的な運営のために必要な収入の確保に努める。
- ウ 円滑かつ効果的に、食料等の調達を行うとともに、食料支援等を行う団体への食料等の提供を行う。
- エ 食料等の適切な管理及び保管を行う。
- オ 甲からフードバンクを運営するための場所の提供を受けるために、関係法令等に基づき必要な手続等を行う。

2 甲及び乙は、具体的な取組みの企画及び実施について、協議のうえ、決定することとする。

3 フードバンクの設置及び運営に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲乙協議のうえ、対応するものとする。この場合において、甲及び乙は、相互に誠意を持って解決のために適切な処置をとるものとする。

(経費負担)

第5条 甲及び乙は、前条の役割分担に基づき、それぞれ経費を負担するものとする。

(相互の連絡調整)

第6条 甲及び乙は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整の場を持つ。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この事業の実施により、知り得た個人情報等について、本協定の目的以外に使用しないものとし、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

(運営状況の共有)

第8条 乙は、甲とフードバンクの運営状況を共有するため、毎年度、総会終了後に必要書類を甲に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙から相

手方に対する書面による特段の意思表示がないときは、本協定は、1年間更新されるものとし、その後も、また、同様とする。

(疑義事項の取扱い)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市長 高橋 昌 和 印

乙 秦野市曾屋1番地 司法書士高橋事務所内
特定非営利活動法人
みんなの食堂はだの・フードバンク
理事長 佐野 友 保 印